

農林水産省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
5	B	地方に対する規制緩和	11.その他	総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等	総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。	業務の負担軽減、効率化につながる。	総合保養地域整備法第6条	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会	宮城県、岡山県、福岡県	総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和22年に制定されている。同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣(総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣)に協議し、同意を得ることができることとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス、都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響を確認するため審査が必要である。このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。	社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和62年)、基本方針見直し時(平成16年)から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。具体的には、第1次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とされているが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必要性は失われているのではないかと考えられる。総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を定更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担の大きい政策評価を求めないことは不適当ではないか。また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。	
25	B	地方に対する規制緩和	02.農業・農地	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務等のソフト事業についても、ハード事業と同様に、交付決定前着手が可能となるよう制度の見直しを求める。	【現行制度について】農村地域防災減災事業における事業の着手については、農林水産省通知(令和元年11月1日付元農振第1992号農林水産省農村振興局長)により、原則として国からの補助金交付決定通知を受けて行うこととされているが、「公益上真にやむを得ない理由」による場合は、事前に届出をすることにより、例外的に交付決定前着手が認められている。しかし、交付決定前着手が認められる場合は、農林水産省事務連絡(令和2年4月1日付農林水産省農村振興局整備部)別紙において、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」とハード事業に限定されており、調査等のソフト事業は現状認められていない。【支援事例】農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性農村地域防災減災事業については、本来ため池の貯水状態が良い5月頃に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得ず、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。	ため池の貯水状態の良い時期に漏水調査を実施することで、より効果的な調査が可能となり、災害の発生を未然に防ぐことができる。	土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知)	農林水産省	福岡県、九州地方知事会	岩手県、宮城県、水戸市、川崎市、長野県、京都府、鳥取県、香川県、福岡市、沖縄県	○当県では、ため池保全管理サポートセンターにて、劣化状況調査をかんがい期と非かんがい期の2回実施しているが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得ず、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。 ○一般競争入札を採用する自治体が増えたことにより、交付決定から調査手までの期間を確保する必要が生じていることから、調査期間の確保は調査精度を高めることにつながるのではないかと考えている。 ○防災事業は、ソフト及びハード対策とも、特に緊急性が求められることから、早期着手が図られるよう、柔軟に交付決定前着手を認めていただければ幸いです。(当県はソフト対策であっても、早期の状況確認を目的として、交付決定前着手を行っている)	事業の着手は、原則として国からの補助金交付決定通知を受けてから行うものとしているが、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知)」に基づき、農村地域防災減災事業実施要綱第3の2の事業(「ため池の劣化状況調査や地震耐性評価を含む)」については、交付決定前に着手する必要がある場合、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届をあらかじめ提出することとしている。この際、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和3年4月1日農林水産省農村振興局整備部課長補佐事務連絡)」においては、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」などの別紙に掲げる事例に該当しないものについても、個別に内容を確認し、公益上真にやむを得ない理由により交付決定前に着手する必要があるか判断することとしており、個別に相談いただきたい。	ため池の劣化状況調査等のソフト対策が交付決定前着手の対象外とされていることで、適切な時期に調査ができず、ため池の漏水や損傷などの状況確認の遅れや適切な設計等が行えないことにより、ため池決壊による人命への影響や農業用水不足など、多大な被害が発生することも考えられるため、ため池の劣化状況調査等のソフト対策も交付決定前着手の対象としていただきたい。なお、当県では過去に、ため池の劣化状況調査等のソフト対策が、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和3年4月1日農林水産省農村振興局整備部課長補佐事務連絡)」の別紙の4農村地域防災減災事業(3)に記載されている「緊急的に堤体改修等を実施するもの」の1等に含まれるのかについて九州農政局に個別相談したところ、緊急的な工事などのハード整備が対象であり、ソフト対策は対象外との回答を得ている。したがって、貴省からの第1次回答のとおり個別相談したとしても、過去同様にソフト対策は対象外との結果になることが想定されることから、支障の解決にはならない。	

農林水産省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の進捗(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの進捗(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 総合保護地域整備基本構想の廃止に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動き等に基づき、必要最小限のものとする」ことに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>第1次回答、第1次ヒアリングでは、廃止手続きに関し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討することであったが、必要最低限に限るよう基本的に見直されたい。</p> <p>第1次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。</p> <p>現行制度では廃止を変更の1類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保護地域整備法制定時(昭和62年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないかと。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。</p>	<p>提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、</p> <p>①届出を求める書類を必要最低限にすること ②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすることの2点の観点から、以下のとおり回答する。</p> <p>①届出を求める書類を必要最低限にすること ②廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行っている所存。</p> <p>具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。</p> <p>引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいります。</p> <p>②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること 現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ。廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法制的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。</p> <p>一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課すことは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することの是非についても、法制的な整理が必要と考えているところ。</p> <p>このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいります。</p>	<p>5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】 総合保護地域整備法(昭62法71) 総合保護地域整備法に基づき基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	事務連絡	令和5年3月23日	総合保護地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について、主務大臣協議を不要とし、届出とすることとした事務連絡を道府県に発出した。	
<p>【水戸市】 ため池の満水時が年に一時期の場合、交付決定前着手が不可となると、次年度での調査が必要となることから、事業の繰り越しについて柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>		<p>通知を発出し、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務等ソフト事業を含めて、農村地域防災減災事業実施要綱の第3の2に規定する事業については、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け元農振第1892号農林水産省農村振興局長通知)」に基づき、公益上真にやむを得ないと認められる理由がある場合、交付決定前着手届を提出した上で、交付決定前に事業着手することが認められている旨、周知する。また、ため池で行う湧水位における堰体からの漏水量調査等、調査期間が限定されることから交付決定前に事業に着手しなければならないものについては、交付決定前着手が公益上真にやむを得ないと認められるものに該当する旨、周知する。</p>	<p>5【農林水産省】 (16)土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金交付決定前着手の取扱いについては、以下に掲げる事項について明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。 ・ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域防災減災事業実施要綱」(平成26農林水産事務次官)第3の2に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 ・ソフト事業のうち、特に、湧水位のため池における堰体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情がある場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 [措置済み(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)]</p>				



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業推進法第7条第1項に基づく推進計画として位置付けることが可能である旨を通知等で明確に示していただきたい。</p> <p>みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてその旨を明記する考えとのことだが、その際は、地方公共団体が判断に迷うことがないよう、明確に記載いただきたい。</p>	<p>一次回答を踏まえた提案団体からの御見解等を踏まえ、有機農業推進法に基づく推進計画の取扱いに関する通知を速やかに発出し、みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業推進法に基づく推進計画として位置付けることが可能である旨を明確化するとしたい。また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨について、都道府県及び市町村への説明会等において丁寧に説明を行った上で、同法第15条第1項に基づく国の基本方針、制度運用に係るガイドライン(通知)にも明確に記載しようとする。今後とも、有機農業推進法に基づく推進計画の策定やみどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、各地の状況に応じた伴走支援に努めてまいりたい。</p>	<p>5【農林水産省】 (14)有機農業の推進に関する法律(平18法112) 有機農業の推進に関する施策についての計画(7条。以下この事項において「基本計画」という。)(1)有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和4年10月11日付け農林水産省農産部農産政策課農産環境対策課長通知)】</p>				
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体及び関係省庁間での情報共有及び引き続き協議いただくことを期待する。</p>		<p>森林法第191条の2第2項及び「登記情報等の電子データによる提供について」(平成23年9月1日付け林野庁計画課長通知。以下「林野庁計画課長通知」という。)(の規定に基づき、登記所へ登記情報の電子データでの提供を求めるに当たっては、書面による申出と記録媒体を管轄登記所に提出する必要があることが支障となるため、林野庁計画課長通知を令和4年10月までに改正し、オンラインによる電子データの提供を可能とする予定。</p> <p>森林の土地の所有者となつてから90日以内に登記を済ませた者について森林所有者届出を不要とすることに關しては、市町村が森林法に基づく行政指導等を的確に行うためには、90日以内に森林の土地の所有者の実態を把握する必要があるところ、現状、90日以内に登記された情報のうちの相当量について市町村の林務部局が入手するには90日を越える日数を要すると考えられ、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。</p>	<p>5【法務省(4)】【農林水産省(5)(i)】 森林法(昭26法249) 森林所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求める事務(191条の2第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)】</p>				
	<p>【全国知事会】 農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>「農林水産業関連の上位計画等による代替が可能」である旨を通知等で早期に明確化していただきたい。</p>	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)(に定められた都道府県計画の要件を満し、かつ、他の法令(条例を含む。)(の規定に反しない場合であれば、都道府県が家畜排せつ物法に基づく都道府県計画として定められたものは、いかなる名称であっても、家畜排せつ物法に基づく都道府県計画である旨を令和4年度中に通知で、明確化した。)</p> <p>なお、家畜排せつ物法に基づく都道府県計画で定めるべき項目は、「整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標」の1つのみである。</p>	<p>5【農林水産省】 (10)家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平11法112) 都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(8条)については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	通知	令和5年3月1日	<p>都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に対して令和5年3月1日付け4畜産第2527号農林水産省畜産部畜産課課長通知)</p> <p>「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第8条に基づく都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の策定について」(令和5年3月1日付け4畜産第2527号農林水産省畜産部畜産課課長通知)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係自治体	担当事者	その他(特記事項)	通知共同団体名	通知支援事例	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
190	B	地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づき農業委員会が定める農業目標及び活動目標を地域の状況に応じた設定を行うこと等	(現行制度について)農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について指針を定めることとする。指針を定めた場合には当該指針に基づき農業目標及び活動目標を地域の状況に応じた設定を行うこととする。また、目標設定、点検・評価の簡便化や作成に必要な資料の取扱いを行うこと等	地域の状況に応じた目標設定が可能となる。また、策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	農業委員会等に関する法律第7条第1項、第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付3経営第284号農林水産省経営局長通知)、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局長通知)	農林水産省	指定都市市長会			礼儀市、花巻市、宮城県、白根市、千葉市、川崎市、長野県、松本市、豊橋市、田原市、伊勢市、八幡市、徳島県、高松市、宇和島市、大分市	<p>○目標設定が画一的で地域の実情とかけ離れている。また、担当区域ごとの目標設定及び整理・集計が事務局の負担増となっている。また、記録簿の記載の精度と活動日数の目標設定により委員・推進委員の負担増となり、抵触を示す委員もいることから、次期選任への影響も懸念される。</p> <p>○当市において、委員と担当区域との関係性が非常に悪い。多くの自治体が目標到達困難な状況では、提案された地域の実情に応じた目標設定よりも、むしろ国の目標の下方向正を求めていくべきと思われる。また、活動記録簿は、別に生業を持つ中で専務を負っている地方の行政委員(推進委員)等による、過干渉でマイクロマネジメントとも受け取られかねず、事務局にとっても事務負担の増大となっている。農地利用最適化交付金とも連動しており刷新が望ましい。</p> <p>○当市は、市街化が進んでおり、市内に農地が点在する状況で、そのほとんどが兼業農家であることから、全国一律と異なる高い農地の集積率を目標設定とするのは、現状と乖離している状況である。</p> <p>○最適化活動の目標の設定等において、毎年度、目標設定、点検・評価を行い公表しているが、令和4年2月に閣内閣連絡による事務局長の事務負担が増大している。その活動に支障が出ているほか、提出された活動記録簿等を確認する事務局長の事務負担が増大している。</p> <p>○また、国からの当該通知により、農業委員・推進委員はその活動内容を詳細に記録簿に記載しよう求められており、農業委員及び推進委員は活動記録簿の作成負担が増加し、その活動に支障が出ているほか、提出された活動記録簿等を確認する事務局長の事務負担が増大している。</p> <p>○加えて、当該通知による推進委員等の活動日数目標の設定は、積雪地帯である当市において、冬期間は活動が制限され、積雪地帯以外の地域の活動日数に大きな隔りが生じることが懸念され、令和4年3月28日付3経営第3127号の改正通知の活動日数の評価による農地利用最適化交付金事業への影響が懸念される。また、当該事業の要件が相対評価から全国での農業委員会との相対評価に移行したため交付金が積算しづらく、予算編成にも支障をきたしかねない状況にある。</p> <p>○当市の農地の実情(山間部・平間部が主)を鑑み、全国一律の農地集積率の目標を達成することは不可能であり、通知に沿ったような活動を行うことの意味があるのかは甚だ疑問である。また、合併により担当区域が増大しているため、地域あるいは農業委員・推進委員との関係性を希薄化している中で、本通知に示されたような詳細な活動記録簿を農業委員・推進委員と共に作成することは困難を極める状況である。</p> <p>○本年2月の農水省経営局長通知及び農地政策課長通知においては、各委員が日々の活動を記録する、活動記録簿の様式を全国的に一掃させ、これらにより詳細に記録保持が求められたことから、委員の活動記録簿の作成に係る負担が増大するとともに、事務局職員にとっても、委員への周知や記載方法の指導、提出された活動記録簿の内容確認に係る業務量が増加し、他業種に支障を及ぼしている状況にある。</p> <p>○推進委員等には、農地経営の傍ら農業委員会活動を実施してもらっているが、推進委員等が毎月提出する活動記録簿は、全国的に活動日数を10日と指定され、現場が過大となっている。また、委員の中には、定期的な記録が不得意な者もいることから、活動しても記録が漏れることも多い。後から確認作業が発生するなど、事務局職員の負担も増えている。</p> <p>○国が示した通知(令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知)に基づき農地集積率等の目標設定において、実現不可能な高い目標設定を行わなければならない市町村もあり、農地利用最適化推進委員等のモチベーションの低下や、目標達成度に応じた交付金の交付金の減額により、農地利用最適化活動の低下が懸念される。また、市町村農業委員事務局の職員は業務が多岐にわたる。今後の業務量の増加に伴う人員不足が懸念される。</p> <p>○農地の集積目標について、市街化区域内農地が大半を占め、集積可能面積の母数が少ない当市のような都市部においては、現状と乖離した目標を設定せざるを得ない。また、農地利用最適化推進委員に係る活動日数等の目標についても、達成状況の評価が低くなる可能性が高く、委員の努力が低いと捉えかねない状況である。</p>	<p>1 農業委員会の最適化活動(農地の利用集積、遊休農地の解消等)の内容・成果は、地域の農業者に対して見える化することが重要である。</p> <p>このため、全国農業会議所においては、平成14年から各農業委員会に対し活動記録簿を作成するよう指示してきたこと。</p> <p>一方、規制改革推進会議では、令和2年7月の答申で農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれほど貢献したかが明らかになるよう指摘がなされ、同月の規制改革実施計画では、「農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずるとされている。</p> <p>この間閣内閣連絡を踏まえ、農水省・規制改革推進会議において議論を行った結果、令和3年6月の規制改革実施計画において、「全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等を、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する等が閣議決定された。</p> <p>令和3年12月の全国農業委員会会長代表者集集において、「全国全ての農業委員会で定量的な農業目標と活動目標を設定するとともに活動の進捗管理を徹底しその実現を目指す」とを決議している。</p> <p>これらを踏まえ、農林水産省において、令和4年2月、「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局長通知)を発生し、</p> <p>①全ての農業委員会が毎年度、最適化活動に係る目標を設定すること、</p> <p>②全ての推進委員等が最適化活動の内容を活動記録簿に記載すること、</p> <p>③農業委員会において活動実績と目標達成状況を点検・評価すること、</p> <p>④最適化活動に係る目標は、活動日数目標と成果目標を定めることとしている。</p> <p>このうち活動日数目標については、農業委員会系統組織における統一的な取組として設定することとしているが、農業委員会系統組織では、地域の事情を勘案しつつ、各農業委員会目標設定を行う旨の指示を受けている。</p> <p>4 また、成果目標については、例えば農地の利用集積目標は、</p> <p>①農業委員会の「農地利用最適化方針」において、目標を80%以上を設定している場合は当該集積率2%に該当しない場合は、都道府県の「農業経営基盤強化促進基本方針」において設定された目標3%から、当該基本方針に即して市町村ごとの目標が示されているときは当該目標を、それぞれ設定することとしている。</p> <p>さらに、市街化区域の市区町村及び東日本大震災による被災市町村については、別途の目標を設定する旨を定めている。</p> <p>このように、成果目標についても、地域の事情に応じて設定できるようになっている。</p> <p>5 活動記録簿の作成については、上述のとおり、平成14年全国農業会議所が推進してきたのが、改めて、令和4年5月31日の全国農業委員会会長代表者集集において、「農業委員、推進委員による活動記録簿の記載を徹底する旨の申し合わせ決議をした」と承認している。</p> <p>農林水産省においては、推進委員等の活動記録簿作成に係る負担を軽減するため、令和3年度補正予算において農業委員会のタブレット準備予算を計上し、推進委員の2人に1台以上配布することとしている。タブレットを利用することで、タッチパネルにより活動記録簿が作成できるようになるとともに、各推進委員等の活動量が自動的に集計されるようになり、推進委員等及び事務局の事務負担軽減が図られるとされている。</p>
202	B	地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(以下「機構法」という。)施行後、農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	(現行制度について)農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(以下「機構法」という。)施行後、農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	都道府県知事の認可に係る事務負担が軽減される。併せて、機構法の農用地利用配分計画(改正法では農用地利用集積等推進計画)の作成の簡素化につながる事務負担の軽減や迅速な事務処理が可能となる。また、農地集積に係る推進活動や、同計画の新規分の認可に係る確認作業(時間を割くことができ、担い手への農地の集積の進捗等が期待される。	農地中間管理事業法	農林水産省	岐阜県、高知県			宮城県、白根市、群馬県、川崎市、長野県、開ケ原町、静岡県、岐阜県、岐阜県、徳島県、宮崎県	<p>○農地中間管理事業は、集積された複数の地権者が所有する農地を担い手が一括して集約利用できるように、経営効率化を図る上で有効であり、当県においても1,000ヘクタールを目標に、本事業による担い手への農地集積を推進しているところである。しかし、本事業は、利害関係人への意見聴取や知事への協議等の法定手続きを要し作成書類も多く、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の場合と比較すると事務負担が大きいたことが課題である。令和元年5月の法改正により、契約時の一部の事務が簡素化され、作成書類の削減が図られたものの、現行法では更新時に、前回の契約と同様の契約内容であっても新規契約と同様の事務負担が必要となることから、今後、新規集積の契約事務と並行して更新事務の負担増が予測され、新規集積の推進に支障を及ぼすことが懸念される。</p> <p>○このように本法律の施行後、農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」(以下「促進計画」という。)は、農地バンクが主体的に権利移動を行うための計画から、目標地図に即して権利移動等を行うための計画に衣替えすることとなる。</p> <p>○また、「農用地利用集積等促進計画」の認可権限について、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により、農地バンクを兼ねた関係機関等に委託することとなり、都道府県知事から市町村へ移行することとなる。これらにより、従前の「農用地利用配分計画」に比べて、都道府県と農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるとともに、手続のヒートアップが図られるとされている。</p> <p>○附帯業務の賃貸借等の更新に係る認可要件の緩和について、都道府県知事の認可は、農地バンクから農地の受け手が行う。①農地の全てを効率的に利用する。②必要な農作業に常時従事することを担保するために設けられている。この認可をもって農地法第3条の許可が不要となるため、これを緩和することと適当ではないとされている。</p>	<p>本提案は、更新(同一の受け手に従前の賃貸借等と同一条件で再度設定)の場合、農用地利用配分計画(配分計画)の認可要件のうち受け手の農用地の利用や農作業の高効率化などの要件は改めて確認せずとも当然満たすと考えられることから、法律上新規と更新を区別する(例えば、新規と更新とで認可要件や添付書類を別々規定し、更新の場合は確認事項と添付書類を一部省略する)ことで、更新の場合の認可手続き業務の簡素化を求めるもの。更新の場合に係る認可要件の集約的な緩和を意図するものでなく、①農用地の全てを効率的に利用する。②必要な農作業に常時従事することの担保を損なうものではない。</p> <p>改正法施行後の農用地利用集積等促進計画(促進計画)については、「書類は大幅に簡素化する」ということだが、簡素化の内容について具体的に示さなければならず、法律上の認可要件は新規と更新とで区別がないため、業務上添付書類の省略は困難と考える。促進計画においても同様の懸念がある。また、促進計画は、市町村を含めた関係機関が一体となって、出し手と受け手とのマッチングから配分計画(案)の作成に基き業務を行っている。市町村の業務が単純に増加しないよう、全体かつ細部にわたって事務負担の軽減を徹底すべきである。</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】</p> <p>農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標の設定等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>町村からは、地方の現状と乖離している部分があることや、農業委員の負担が増えた等の意見もあることから、提案団体の意向を踏まえ、地域の実情に応じた活動日数目標及び成果目標の設定が可能である内容等の周知徹底をするとともに現場の意見を反映し、丁寧な対応を求め。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動き等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>成果目標について地域の実情に応じて設定できるようになっていることであるが、提案団体は、例えば農地の利用集積目標について、国が示す高い目標に即して都道府県や市町村の目標を設定することとされているため、実質的に地域の実情に応じた目標設定ができないと主張している。地方の声を踏まえ、地域の実情に即した目標設定ができるようにすべきではないか。</p> <p>活動記録簿について日常的な活動もきめて詳細な活動報告を求めると、令和4年2月発出の通知による規程が詳細に過ぎることで地方の敷量を決めており、地方の自主性、自立性を損なうこととなっていないか。</p>	<p>1 国では、平成25年に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、令和5年度末までに農地の8割を担い手に集積する目標を掲げている。この目標を踏まえ、全ての都道府県で、地域の実情を勘案し目標が設定されている。</p> <p>2 市町村の目標については、都道府県と市町村の間で話し合いを踏まえ、設定されるものと承認しているが、現在、6府県(岩手県、福島県、千葉県、長野県、京都府、兵庫県)において、市町村又は地域毎に目標が設定されている。</p> <p>3 今後の農地の利用集積目標については、農業委員会系統組織の意見も踏まえ、</p> <p>① 市町村の目標については、当該目標とする</p> <p>② 全域が市街化区域の市区町村は、目標を定める必要がないこと</p> <p>③ 都道府県目標の達成に向けた各年度毎の目標は、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できると</p> <p>等、地域の実情に応じて設定できるようにしている。</p> <p>4 上述したように、現在の農地集積率目標は、令和5年度が期限であり、その後の取扱いについては、現行の目標に係る検証を行った上で検討していくが、その際には、都道府県・市町村とも十分な意思疎通を図っていく考えである。</p> <p>5 農地利用最適化交付金については、推進委員等の活動日数を算定要素としているが、これは、規制改革実施計画を踏まえ、推進委員等の活動をより後押しするために設けたものである。活動日数については、農業委員会系統組織の意見や推進委員等の現場実感を踏まえ設定しているところである。</p> <p>6 タブレットについては、世界的な半導体不足から導入が遅れていたが、令和4年7月より、予算措置がなされた市町村から、順次配付しているところであり、令和4年内には全ての農業委員会へ配付できるようにする考えである。</p> <p>7 活動記録簿については、活動の日時・場所、活動相手の氏名・属性・意向、活動結果など、活動の「見える化」に必要な項目を画一的に示すこととしている。</p> <p>また、入力に当たっての負担を軽減するためにタッチパネルにより作成できるようにしているほか、全国農業会議所・37農業委員会の意見を踏まえ、簡易な入力方法や見やすい画面構成が可能となるようアプリの開発を行っているところである。</p> <p>8 既にタブレットの配付が完了した農業委員会からは、</p> <p>① GPS機能が搭載されているので、農地ハトール実施時に現在の地の把握や圃場の位置確認が容易となった</p> <p>② 現地確認調査後の集計作業について、これまで1ヶ月を要していたが、タブレットの導入により約1日で作業が終了し、等の声が寄せられているところである。</p> <p>こうしたタブレットの活用事例を横展開するとともに、現場の意見を踏まえ、必要に応じて推進委員等の負担軽減策を検討していく考えである。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(3)農業委員会等に関する法律(昭26法88)</p> <p>農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。</p>				
	<p>【全国知事会】</p> <p>更新の場合の添付書類が既に省略されていることについては、理解した。</p> <p>一方で、法律改正にあたっては、令和4年2月9日に全国市長会から「人・農地プランの策定義務化等に関する緊急意見」が出されているものと同様である。</p> <p>改正された法律に関する部分や認可権限の移譲の推進については、市町村の意向も十分踏まえた上で検討されたい。</p> <p>また、認可権限の委譲については、都道府県及び市町村双方のメリット、デメリット等を提示されたい。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法改正や省令改正の内容等の周知徹底等、適切な対応を求め。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動き等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>第1次ヒアリングにおいては、既に権利設定を受けている者に再度同一の権利設定を行うおととする場合に限っては、現行法施行規則により、一部の添付書類の省略が可能となっているとの発言があった。</p> <p>現行法令でも添付書類の省略は実質的に困難と考えている団体もあるため、省略が可能であるならば、実情を把握した上で、速やかに再度周知を徹底すべきではないか。</p> <p>第1次ヒアリングにおいては、改正法施行後、農地利用集積等促進計画に係る添付書類は大幅に簡素化され、本人の同意書のみとなるとの発言があったが、他の添付書類は不要となるとの認識で相違ないか。</p> <p>農地利用集積等促進計画の認可権限について、都道府県から市町村へ移譲を進めていきたいというところだが、都道府県の事務負担を単に市町村に転嫁しようとするのではなく、現場の声をよく聞いてうえで、提案に沿った方策を考えるべきではないか。</p>	<p>現行の農地利用配分計画(以下「配分計画」という。)における更新(同一の耕作者に対する従前の賃借権等と同一条件での権利設定)の際の添付書類については、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第12条第3項第1号及び第2号の規定により大幅な省略が可能となっていることから、この点について周知するとともに、当該規定による添付書類の省略を行っている都道府県における事例の横展開を図ってまいりたい。</p> <p>また、農地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)に係る添付書類については、現行の措置に加えて、市町村が作成する地域計画に位置付けられる「農業を担う者」が新たに農用地等に係る権利を取得する場合に、農用地の全部効率利用及び農作業の常時従事を確認する書類等の省略が可能となるよう省令を改正することを予定している。これにより、促進計画の家(賃借権等の当事者の同意書を含む。)の提出のみで認可を受けることができるようになる。</p> <p>なお、都道府県から市町村への認可権限の移譲については、都道府県において配分計画及び農地利用集積計画の統合に伴う事務量の増加に対応できること、市町村において現行の農地利用集積計画と同様に市町村の権限によって利用権設定手続を完結させることができること等のメリットがあるため、国としては都道府県条例の改正のひな形を示すことで権限移譲の取組を後押ししたいと考えているが、いずれにしても当該移譲については、都道府県と市町村が協議し、双方の合意の下、都道府県の判断で条例改正が行われるものと認識している。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(15)農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用賃借による権利の設定を行うおととする場合には、添付書類の省略が可能(施行規則12条3項1号)であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。</p> <p>[措置済み(令和4年10月28日付付農林水産省経営局農地政策課長通知)]</p>				

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係 府県	団体名	その他(特記事項)	通知共同団体名	追加支援事例	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
203	B	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	森林経営計画の認定要件のうち主伐量の上限基準における主伐量の見直し	【現行制度について】 森林経営計画は、森林所有者(森林の経営の委託を受けた者を含む。以下、同じ)が、自ら森林の経営を行う森林を対象として作成する5年を1期とした計画で、森林所有者はこれを市町村の基盤として提出して、当該森林経営計画が適当かどうかにつき認定を求めることができる(森林法第11条)。 認定要件の一つに、「適正な伐採立木材積があり、計画期間内に伐採することとされている立木の材積(間伐に係る立木の材積を除く)が、次の式により算出される材積以下であること(択伐履歴林施業森林、特定広葉樹育成施業森林を除く)とされている。 Z = 当該計画的伐採対象森林(択伐履歴林施業を除く)の年間成長量 (木材生産機能維持増進森林にあってはZ102を乗じて得た値) Vw = 経営計画始期における当該計画的伐採対象森林の立木材積 Vn = 施業により定められた主伐を行う林齢における立木材積の1/2 T = 主伐を行う林齢が同一である森林の面積に当該林齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値(加重平均) 【森林経営計画間の活用ルールについて】 認定を受けた森林所有者が自ら森林の経営を行うもの限り、森林経営計画間での伐採量の活用が認められているものの、計画作成後や認定面積の少ない林業経営体では活用が難しい。 【生じている支障】 上記により算定される主伐量の上限を超えるため、予定していた主伐区域を縮小した。森林経営計画の作成や変更したなど森林経営計画制度が主伐の支障となる事例が報告されている。 また、森林経営計画に基づく伐採であれば所得税の特別控除が受けられるところが、計画作成を見送ることにより対象外となるため、立木所有者の不利益に繋がる恐れがある。	コロナ禍で発生したウッドショックに加え、ロシア・ウクライナ情勢の影響で輸入材の調達に不安視される中、国産材需要が一段と高まっており、主伐量の上限緩和により、川中・川下の地産需要に応えることができる。 また、主伐後の再造林を促進することにより、将来の資源量を確保し、持続的な林業経営が可能となる。 加えて、森林の若返りによる二酸化炭素吸収量の増加、カーボンニュートラル実現への寄与も期待できる。	森林法第11条第1項、第2項、第5項、森林法施行規則第38条第8号	農林水産省	岐阜県			秋田県、茨城県、可児市、森川町、道真県、宮崎県	○提案団体と同様、計画対象面積が小さく、想定する主伐量が上限を超えるため、主伐の計画量を縮小する事例があった。	森林経営計画は小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、経営管理の集積・集約化を図り、面的なまとまりを持って効率的かつ持続的な経営管理を実現し、森林の持つ多面的機能を十分に発揮することを目的としており、森林資源の保続と持続的かつ安定的な木材供給の観点から、主伐の上限を認定基準に定めている。 また、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では計画間での伐採量の活用は困難であり、管理が煩雑になることもあり、当県での適用事例は1件に留まっている。 加えて、当県における令和3年度末時点で認定中の森林経営計画のうち、主伐上限材積に対する計画材積の割合が90%以上となっている計画が5件、80～89%が7件あり、認定請求者において主伐計画を抑制している傾向が見受けられる。この他にも、市町村や県への相談が引き続き、森林経営計画の作成を見送った事例があると考えられ、今後、主伐・再造林を推進していくにあたり、森林経営計画制度の主伐上限材積が足枷となることが危惧されるため、主伐上限材積の見直しを求める。
242	B	地方に対する規制緩和	02 農業・農地	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の承認を認めること	【現行制度について】 都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日農林水産省農林局長通達)」により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政部長等を経由して農林水産大臣に送付することにより認証申請を行うこととなっている。 さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認証申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定をする場合、事前に国土交通大臣の承認を得るものとなっている。 また、平成30年より、国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。 【支援事例】 当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を受けていないなど、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が遅れている。	土地改良工事実施後の測量成果が速やかにより国土調査に準ずるものであることが担保され、早期にその成果が活用可能となる。	国土調査法第19条第5項、第7項、国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日農林水産省農林局長通達)	農林水産省 国土交通省	長野県		白根町、川崎市、新潟県、京都府、宮崎県、沖縄県	○農林水産省に対して令和3年2月、3月に本申請、令和3年6月、10月に事前申請を行っているが、令和4年6月時点で認証指定を受けておらず、その成果の活用が遅れている。 ○提案団体同様、当県でも、認証申請してから指定までに長期間を要しており、早期に測量成果の活用ができていない現状である。 ○当府においては、近畿農政局の事前確認の後に、近畿農政局に対して申請(資料送付)を行っているところ、令和2年に近畿農政局に申請前の事前確認で送付した5件の全てが、未だに申請書の正式な施行をできておらず事務処理が遅り、現時点(令和4年6月時点)においても申請書を送付できていない状況にある。よって、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならない状況にある。	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討してまいりたい。	都道府県、団体事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続については、農林水産大臣を経由して国土交通大臣へ認証申請を行うこととなるため、承認までの期間を要している。 現行制度を見直し、従来の農林水産大臣の経由については、国土交通大臣から農林水産大臣への情報提供に代替させるなどにより不要とすることで、承認までの期間を短縮し、確定測量の成果を早急に活用することができるものとする。 今回、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討していただけたことと、速やかな事業実施のためにも、ぜひ実現していただけたら幸いです。
257	B	地方に対する規制緩和	05 教育・文化	市町村教育推進計画の策定状況報告の廃止	当市では多様な関係者が教育に関する課題や取組の方向性を共有し、地域性に応じ、効果的に連携・協力して教育を推進していくために必要な計画として市町村教育推進計画を策定している。 同計画の策定は法的には努力義務とされているが、第3次教育推進基本計画(平成29年8月18日教育推進会議決定)で策定率目標100%とされており、毎年、国からも都道府県からも別々に計画策定状況の報告を求められている。 しかし、現行計画の対象期間中は基本的に状況が変わることなく、毎年、全国一律での報告は不要であると考え、報告を求められる項目を計画中やホームページに掲載している場合や現行計画の対象期間中は報告を不要とするなど柔軟な対応を求めたい。	報告に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	教育基本法第18条	農林水産省	神戸市		盛岡市、浜松市、京都市、徳島市、大分県	○市町村では、農業水産部門の部署が教育部門を持っていない場合が多く、他部署に照会をかける必要が生じるなど、事務手続きが煩雑となっている。	食育基本法に基づき政府として決定している第4次食育基本計画において、「食育基本計画を作成、実施している市町村の割合」についての目標値を定めているため、その進捗を確認する必要があり、市町村のご協力により調査及び公表を行ってきたところ。 また、市町村の食育推進計画の策定状況については、食育推進評価専門委員会に毎年報告していることや、関係決定を要する食育白書において毎年引用していることから正しい情報である必要があるが、作業にご協力いただいている地方自治体の負担軽減の観点から、ご提案にあるように、例えば、計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする形とするなど工夫をしてまいりたい。 なお、市町村計画の策定状況については、政令指定都市に対しては地方農政局等から直接、その他の市町村に対しては都道府県を通じて報告を求めているところであるが、各農政局等に状況を確認した上で、必要に応じ、作業方法の徹底等の指導をまいりたい。	ご回答のとおり、市町村教育推進計画の策定状況調査について、柔軟なご対応をお願いします。 なお、兵庫県に関しては、県下市町村の計画策定状況を把握されているため、毎年、国・県両方から照会が来ている状況。 他都道府県の様子とはわからないが、政令市に関しては、都道府県経由での回答とするか、従来どおり政令市からは直接国に回答するか、県へは速やかに結果を共有いただくなど配慮いただけたら幸いです。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【秋田県】</p> <p>当県スギ人工林については、森林資源構成が高齢化に偏ったものになっており、資源の循環利用を推進するための計画的な皆伐・再造林を進めていくことが急務となっている。特に森林経営計画で個人計画を作成している場合は、計画間での伐採量の流用の対応ができないため、皆伐・再造林を進めたとしても伐採計画を縮小変更せざるを得ない状況の相談も出てきている。このままでは、森林・林業基本計画に基づく目標の達成にも影響を与えかねない状況も想定されるため、主伐後の造林計画がある場合は、伐採量の緩和措置を設けるなど柔軟な検討を求め。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案を考慮した検討を求め。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向を踏まえ、森林経営計画制度が主伐計画に支障をもたらさないよう自治体の実態に応じた適切な対応を求め。</p>		<p>森林経営計画における主伐上層材積は、森林の有する多面的機能の発揮、森林資源の保護、持続的かつ安定的な木材供給の観点から定めているものであり、現行の算出方法は、森林経営計画の目的達成の範囲で最大限の主伐を可能としていること、伐採時期及び伐採量の制約に対して規制緩和措置が講じられていることから、これ以上の緩和は困難であることをご理解いただきたい。</p> <p>一方、現行制度においても、計画内での年度間の流用や共同作成者間での流用、自ら森林の経営を行う森林に限り計画間での伐採量の流用のほか、木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく事業計画の認定による特例もあり、これまで通常事務の中で相談を受ける事例では、現行制度で解決可能な事例も少なくないことから、主伐上層材積が森林経営計画の新規作成・変更の際に支障となった具体的な事例を把握するため、都道府県に対して令和4年度内に調査を実施するとともに、支障事例のパターン毎に現行制度で活用できる手法を整理し、都道府県を通じて周知することを検討したい。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(5)森林法(昭26法249)</p> <p>(i)森林経営計画(11条)における主伐上層材積(施行規則38条8号)については、森林経営計画の新規作成又は変更の際に主伐上層材積が支障となった具体的な事例を実施調査により把握した上で、支障を解決するために活用可能な手法を整理し、地方公共団体へ令和4年度中に周知する。</p>	周知	令和5年3月1日	<p>令和4年度末までに森林経営計画の主伐上層材積が支障となった具体的な事例の実態調査を実施したところ、10県から42件の超過検討事例の報告があり、その多くは既存制度で対応可能であることから、これらを含む主伐上層材積の増加対策を整理し、令和5年3月1日の会議で都道府県に周知した。</p> <p>令和4年度森林計画関係業務担当会議資料(令和5年3月1日)</p>	
	<p>【全国知事会】</p> <p>申請から指定までの期間が短縮されるよう、事務の迅速化を求め。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め。</p>		<p>都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続きについては、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達)」を令和4年度末に改正し、令和5年度の申請から国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを行う予定である。</p>	<p>5【農林水産省(4)】【国土交通省(11)】</p> <p>国土調査法(昭26法100)</p> <p>都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続きについては、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」(昭56農林水産省構造改善局長)を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。</p>	通達改正	令和5年4月1日	<p>都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続きについては、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とするため、令和5年4月1日付け4農環第3430号にて、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達)」を改正した。</p>	
	<p>【全国知事会】</p> <p>食育推進計画の策定に係る報告については、計画に変更がない場合には報告を不要とするなどの見直しを行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り柔軟なことを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>市町村食育推進計画の策定状況調査については、「計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする形」とする等、市町村の負担軽減の観点から調査方法を工夫していただきたい。</p> <p>毎年、国・県両方から同様の照会が来ている市町村もあることから、そのようなことがないよう、照会結果について国から県へ速やかに情報共有をいただく等の工夫をしていただきたい。</p> <p>市町村食育推進計画の策定状況調査方法をどのように工夫するのか、また、作業方法の徹底等の指導をどのようにするのか、第2次回答において具体的に示していただきたい。</p>	<p>以下の要請については、令和4年度以降に実施する食育計画等に関する調査は、</p> <p>① 市町村の食育推進計画の策定状況の報告については、計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする</p> <p>② 政令指定都市において、都道府県が同様の調査を行わずに済むよう、国の調査結果を速やかに都道府県に情報提供することとしたい。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(13)食育基本法(平17法63)</p> <p>市町村食育推進計画(18条)等に関する調査については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するよう、調査の依頼内容を改題し、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とする。</p>	通知等	令和5年1月27日	<p>市町村食育推進計画等に関する調査については、市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するよう、調査の依頼内容を改題し、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とした。</p> <p>「令和4年度食育推進計画等に関する調査について(依頼)」(令和5年1月27日付け4消安第5759号大臣官房参事官(兼消費・安全局)通知)</p>	